

男女平等参画社会づくり功労賞推薦要領

1 趣旨

男女平等参画社会の形成に向けて活動するための契機として、職場、学校、地域、家庭その他あらゆる分野における活動を通して、他の模範となる先駆的な功績のあった個人・団体・事業所に功労賞を授与し、男女平等参画社会の形成に向けた理解と積極的な取組の推進を図る。

2 表彰対象

- (1) 個人の部 市内に居住する者又は市内の事業所に勤務する者
- (2) 団体の部 市内で3年以上活動している団体
- (3) 事業所の部 市内に所在する本社又は主たる事業所

3 受賞候補者の推薦

別紙2「男女平等参画社会づくり功労賞推薦基準」に該当する受賞候補者を次により推薦する。

- (1) 個人の部
一般市民(団体を含む)、庁内各課(所・場・館)長が受賞候補者を推薦(自薦は不可)する。
- (2) 団体の部
一般市民(団体を含む)、庁内各課(所・場・館)長が受賞候補団体を推薦(自薦も可)する。
- (3) 事業所の部
一般市民(団体を含む)、事業所、庁内各課(所・場・館)長が受賞候補事業所を推薦(自薦も可)する。

4 推薦書類

- (1) 個人の部
推薦者は、別紙推薦書(様式第1号)により推薦するものとする。
- (2) 団体の部
推薦者は、別紙推薦書(様式第2号)により推薦するものとする。
- (3) 事業所の部
推薦者は、別紙推薦書(様式第3号)により推薦するものとする。

5 推薦期間

令和7年4月1日(火)から6月16日(月)

6 表彰

部門ごとに表彰することとし、表彰状及び副賞を授与する。

7 推薦書提出先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所4階
水戸市 市民協働部 男女平等参画課
TEL 029-226-3161 FAX 029-224-5188

男女平等参画社会づくり功劳賞推薦基準

1 個人の部

表彰要件は、次のとおりとする。

- (1) 男女平等参画社会の形成のため、自らの活動を通じて、他の模範となる先駆的な功績をあげた者
- (2) 社会生活において、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女平等参画社会の形成に向けて市民意識の醸成に貢献した者
- (3) 職場・地域・家庭など社会の様々な分野で、女性の活躍推進に貢献し、具体的な実績をあげた者
 - ① 女性の活躍推進に向けた気運の醸成に功績があった者
 - ② その他これに準ずるもので、特に功績が顕著な者
- (4) 市税等を滞納していない者

2 団体の部

表彰要件は、次のとおりとし、3年以上活動している団体に限る。

- (1) 地域社会の中で公益的な活動を行い、その功績が極めて顕著であり、その活動を通じて男女平等参画社会の形成に寄与した団体
 - ① 男女平等参画社会づくりに向けた気運の醸成や基盤づくりに功績があった団体
 - ② 地域の発展に資する各種の実践的な活動に取り組み、活動している団体
 - ③ その他これに準ずるもので、特に功績が顕著な団体
- (2) 団体活動を通じて、女性の地位向上や女性に関する問題解決のために顕著な功績のあった団体
- (3) 新しい分野を開拓して功績をあげ、男女平等参画社会形成のための途を広げた団体又は新しい分野を開拓する女性を支援し、男女平等参画社会形成のための途を広げた団体
- (4) 市税等を滞納していない団体

3 事業所の部

表彰要件は、次のとおりとする。

- (1) 働く女性が、安心して働き続ける職場環境づくりに努めた事業所
 - ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する制度の充実や、育児・介護等のための休業制度の充実を図るなど、多様な働き方ができる職場環境づくりに実績を有する事業所
 - ② 他の企業のモデルとなるような独自の取組をしている事業所
 - ③ その他これに準ずるもので、特に功績が顕著な事業所
- (2) 採用、人材育成、積極的登用などを通じて、男女平等参画社会の形成に貢献した事業所
 - ① 女性の活躍推進に寄与した事業所
 - ② 今まで女性の職域とされていた分野への男性の進出に寄与した事業所
- (3) 市税等を滞納していない事業所